

勤評問題の政治的構造：大阪府を中心として

MASUJIMA, Ko / 増島, 宏

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

123

(終了ページ / End Page)

145

(発行年 / Year)

1958-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008976>

勤評問題の政治的構造

—大阪府を中心として—

増 島 宏

一、勤評問題の政治的意義

1. 教育と思想に対する国家統制の新たな形態
2. 労働組合活動に対する攻撃
3. 反対斗争の意義

二、勤評をめぐる政治的対立

1. 勤評反対斗争の發展過程
 2. 勤評施行の政治構造
 3. 反対運動の形態
- 三、反動と共斗

は し が き

一九五八年九月十五日、勤務評定の施行に反対し、民主教育を守るための統一行動が全国的規模で斗われた。日教組内の参加人

員四三万九千人、友好団体の参加五十万人、反対集会は全国二千五百箇所で行われた。教育の問題が、このように多くの国民の関心をとらえ、しかも日教組、日高教の教員組合だけではなく、総評傘下の労働組合も参加し、かくも大規模な民主教育を守る統一行動が展開されたことは、戦前は勿論戦後の歴史にもみられない劃期的な出来事であった。

本稿は、この勤務評定をめぐる政治的対立の構造を究明し、現段階における反動の性格と、それに対する抵抗運動の諸勢力、組織等について考察しようとするものである。本稿の作成にあたって、勤評問題學術調査団の一員となり日高六郎東京大学助教授とともに、大阪府下の現地調査を行った。その際大阪府の教員組合幹部、現場の教師、父母、府市教育委員会、大阪地評、府学連の方々に貴重な意見資料を提供され、更に関西大学、鈴木祥藏教

授、大阪市大、横田四郎講師、学芸大学、高浜介二講師より種々の御教示をうけた。厚く感謝の意を表するとともに、本稿が民主教育を守る斗争に何等かの寄与を果すことができれば幸である。

一、勤評問題の政治的意義

私は先に、「二大政党制の政治的意義」(社会労働研究第五号)のなかで一九五四年から五六年にかけての日本の政治情勢の特徴として、次のような点を指摘しておいた。(1)独占資本が強化され経済団体連合会、日本商工会議所、日本経営者団体連盟、経済同友会のいわゆる経済四団体の政治的発言が大きくなった。(保守合同にあたって、経済同友会は恰も政治同友会の如くうごいた)

(2)小選挙区制、憲法改正によって、軍国主義の復活をはかる諸政策がいわゆる大臣放言によって公然と唱えられるようになってきたこと、(3)保守党の脱皮の努力と大衆運動の発展に応ずる革新諸政党の再編成が行われたこと。その後これらの傾向を保守勢力についてみるならば、経済諸団体の政治への圧力はますます強化され、政治の反動化は徐々に、しかも着実に進んでいるといわなければならぬ。まさに「静かなる反動」が進んでいるのである。

一九五四年下期以降、日本経済は飛躍的な発展をとげ神武景気を謳歌した。この中で、日本の独占資本は急速に強化したのである。しかし、五七年七月をピークとして、工業生産は下降に転じ、アメリカを中心とする景気後退の波の中にまきこまれた。こ

の景気後退は、一方中ソをはじめとする社会主義諸国の科学的、経済的、政治的発展、アジア・アフリカにおける植民地体制をうち破る民族主義の昂揚に直面して、一層深刻なものとなった。この年二月石橋内閣をついだ岸内閣は、深まる不況のなかで海外の進出と、産業合理化を進め、政治においては一層反動的性格を露骨にしていった。³⁾我々は先ずこうした政治的文脈の中で、政府与党によって、勤務評定が強行されていることに眼をむけなければならぬ。勤評は、戦後の一貫した保守政党の、教育支配、労働組合をはじめとする民主勢力への攻撃の継続であるとともに、その現段階における新しい形態の攻撃である。

1. 教育と思想に対する国家統制の新たな形態

戦後日本の政治過程を大きく区分するとすれば、それは朝鮮戦争とサンフランシスコ講和条約の時期の前後二つの時期となるであろう。この第二の時期は、復活した日本の独占資本が、日本の形式的独立のなかで、アメリカの極東政策に相応しながらその従属下で自らの軍事力を強化してきた時期である。このような独占資本の要求から、教育と思想に対する支配は一段と強化された。その綱領は、周知のような池田、ロバートソン会談(五三年十月)に最も明瞭に現れている。

『会談当事者は、日本国民の防衛にたいする責任感を増大させるような日本の空気を助長することがもっとも重要であること

に同意した。日本政府は、教育および公報によって、日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである。」

このようなコースに従って、政府は次々と、反動的政策を強行した。第一には教員の政治活動を禁止し、「教育の中立性」の名のもとに反対運動を弾圧すること、第二には教育行政の中央集権化によって、国家統制を強化すること、第三には、教育内容の改悪と国家統制の強化。すなわち、機構的再編成と教科内容の統制によって、その教育に対する支配を貫徹しようとしたのである。

(1) 政治的自由の抑圧

すでに大達文相の就任以来、特に教員の「政治活動」に対する制限を研究していたが、それは教育二法案として、国会に提出され、労働組合、学会をはじめ、世論の大きな反対をおしきって、可決された。(一九五四、五) 今回の勤務評定は、一つには校長を権力の末端に組み入れることによって、教員の組合活動、選挙運動を牽制、抑圧するとともに、教員の思想評定をものしうる体制を築きあげておられるのであり、教員に対する政治的、思想的抑圧をめざしているといえることもできるであろう。

(2) 教育行政機構の反動的再編

教育行政機構の反動的再編、教育行政中央集権化の企図は、特に大達文政以来著しいものがあつたが、民主的な教育行政組織に對する根本的攻撃は、教育委員を任命制に変えた新教委法(地方

教育行政の組織及び運営に関する法律、一九五六・六)であつた。それは警官隊五〇〇が議場に入ると云う未曾有の混乱のうちに第二四国会を通過したものであつた。この混乱に象徴されるように、任命教委制は、民主的の制度を根底から覆し、教育の政党支配と国家統制に新な道を開くものであつた。

又、教育内容とも関連するが、政府は山口日記事件、旭ヶ丘事件等にみられるように偏向教育を云々し教科内容の国家統制をはかり、そのために教科書の検定制を強化してきた。その総仕上げはこの新教委法と同時に提出された教科書法案であつた。しかし、教科書法案が審議未了となるや、行政措置によって、検定制を行つたため文部省に教科書部を新設し、新に十五名の調査官を任命した。更に検定教科書の常任調査官制度の法制化のため文部省設置法施行規則の一部を改正する省令を公布、教科書図書検定調査分科審議会委員十六名を実に八〇名に増員し、委員の反動的人的構成と、一層の機構の強化によって、教科書の検定を強化していったのである。

このような教育行政の中央集権化は、第一には町村合併促進法(一九五三、十月施行)新警察法(一九五四、六)地方自治法の改正、即ち道州制案にみられるように、国家権力の全般的中央集権化——これは国家独占資本主義の強化に對応する——と併行して行われてきたこと。第二にはこの過程で文部省—任命教委のラインには、内務官僚や旧軍人の出身者が多く登場してきたことを考

えねばならないし、又、教育に対する政党や財界の発言と支配がより強化されてきたことを忘れてはならない。例えば、歴代の文部大臣をみるならば、天野文相以降は学界出身者は全くなく、大達茂雄、灘尾弘吉の両内務官僚、その他岡野清蒙、安藤正純、松村謙三、清瀬一郎、松永東など財界出身者あるいは党長老である。又文部省内の部局も、その主流は大達文政以来内務官僚派が進出している。文部省を称して「内務省文部局」とか「自民党政調会事務局」とかよばれるのは、この間の事情をよく物語っている。又現在手許に統計資料はないが、今回の学術調査団の報告によれば、新教委法以来各府県教委、地教委のなかに旧軍人出身者が多いことが報告されている。

勤務評定は、このような教育行政機構の反動的再編成の総仕上げの意味をもっているのである。すでにのべたように、任命教委制や、検定制度の強化は、上からの官僚支配を貫徹する脈管系統ではあるが、それだけでは教員や児童に対する直接的支配ではない。戦前のような文部省―府県学務部長―視学―校長―教師というような、天皇制の支配機構がまさに教師をも直接的に支配したものと異なる。しかし、勤務評定は、任命教委が、各学校の校長を教員個人個人の評定者として把握することによって、教育の現場にまでその官僚的支配を及ぼそうとするものである。本年七月に国会を通過した管理職手当法は、評定者である校長を管理職とし、それを物質的に優遇することによって、権力の末端に組みこ

もうとする勤評の物質的裏づけであった。⁽⁴⁾ 政府与党は、なぜ、このように、戦後施行された教育制度を、少くともその根本精神を否定するような方法で改編しなければならぬのか。すでに指摘したように、自由民主党は、サンフランシスコ講和以降の新しい情勢の中で、その脱皮と近代化を行い、徒党的政党から、組織的大衆政党へ転化する努力を示していた。⁽⁵⁾ 少くとも、戦後の政治的、経済的改革が漸く日本の社会に定着し、革新諸政党に対する支持が増大する情勢の中では、近代化の努力をせざるをえなかったのである。占領下におけるような、「偉大なアメリカ」の権威や、広汎に日本の社会に温存されていた伝統的秩序が次第に崩壊していくなかで、もはや、これらに頼ることができず、保守党は、『福祉国家』『経済六ヶ年計画』『生産性向上運動』等々の「合理的政策」を提示し、国民を引きつけるとともに、党組織を整備し、保守党を組織化する必要に迫られたのである。しかし、このような努力は、その組織に関する限り、殆ど失敗したといつて差支ない。その政治宣伝の技術やイデオロギー攻勢においては、ある程度成功をおさめているが、呼号する百万黨員の獲得などは全くなされていない。唯若干従来より県連段階の組織が整備されたとどまる。このように党組織を整備し、大衆の日常的要求を操作しつつ、いわば「民主的形態」で独占資本の利益を擁護することができない時、それは権力的支配を一層強化せざるをえない。ここに支配機構の反動的再編成が進行する。保守政党は一般

に党組織の弱体をその特色とするが、しかしかなり組織化が進んでいるアメリカやイギリスと異って、日本の場合、独占資本はより官僚的機構の強化によって、その支配を貫徹しようとする傾向が生れるのである。勤務評定は、こうした日本の政治状況の産物である。

(3) 思想的自由の抑圧、道徳教育の強制、教科内容の反動的再編成

文部省は、社会科の改編、道徳教育の施行について熱意を示していたが、大連文相時代、山口県教組の「小中学生日記」問題をとりえ各教育委員会に「教育の中立性確保について」の次官通達を行い、中立性の名のもとに、民主的教育を偏向教育としてしめ出そうとする攻撃を開始した。更に旭ヶ丘中学事件では、「偏向教育」に積極的干渉を加えた。その後日本民主党は「うれうべき教科書の問題」第一集、第二集、第三集を相ついで刊行し、一方的に民主的教科書に権力的攻撃を加えた。このような措置は、根本的には、「学問の自由を尊重」という教育基本法の精神にもとるものであり、教員の思想的自由に対する大きな制限と抑圧を意味するものである。勤務評定は、現在の所、思想評定を表面に出してはいないが、文部省―教委―校長のラインを通じて、教員個々に対する思想評定の可能性を常に内包する制度であり、ある意味では、政府の根本的狙いがここにあるといってもよいであろう。

次に、道徳教育の強化は歴代の文部大臣の主要な教育政策の一つであるが、特に第一次岸内閣の「国民道徳の確立、文教の刷新」の方針のもとに松永文相は道徳教育の時間特設を表明し、修身科の復活であるという世論の反対をおしきって強行する方針を決定した。かくして、本年八月に発表された「小中学校学習指導要領」では、道徳時間の特設を明らかにし、勤評反対運動の嵐の中で道徳教育講習会を強行し、それらの参加を義務づけ、上からの伝達方式によって、九月新学期より直ちに道徳教育を行うよう指示した。勿論、この内容は、修身科復活や徳目主義という批判を考慮しつつ書かれてはいるが、しかし、社会事象に対するきびしい判断と結合した道徳観ではなくて、おしつけの道徳教育になる恐れがある。ましてや、君が代の斉唱を行わせたり、紀元節を復活しようとする支配層は、更に道徳教育の内容を改悪する可能性は十二分にあると考えねばならない。

次に教科内容の再編成については逐一、詳しい内容に立ち入ることはさけるが、次のような二つの方向にそって行われている。第一は、教科内容の国家的統制、特に社会科の改編、第二には、産業教育の充実と理教科の合理化である。第一の点については、今回の指導要領では、これを最低の国家基準として、強制力を強めていること、社会科の改訂では特に戦争の放棄や平和問題がその比重を少くし、国家の概念が乱用され、感謝、尊敬、義務の強調が目立っている。第二の点では、日経連や、経済同友会等の財

界より、技術教育、産業教育の充実が要望されていたのであるが、これに応じた、理科教育の充実、観察、実験の強化を行っている。しかしながら、この若干の合理化は、例えば、すでに中学で進学コースと就職コースを分けていること等から考えれば、それは、戦前の実業教育を合理化したものであり、結局、より近代的技術を要求される新しい段階の独占に従順な労働者教育をめざしているのである。又、理科教育について、最も重要な、実験施設の充実の問題は無視されているし、又、科学の平和目的への使用について、明確な考え方を養う点がないのは大きな問題である。

さて、以上のような、道徳時間の特設や、学科課程の改正が、勤務評定と表裏一体をなして、しかも権力的に強行されている点が重大である。それは、国民教育の反動的再編成の車の両輪である。一方は教育内容の国家的統制であり、他方は、教員に対する直接的支配を強化することによって、この教育内容の強制実施を保証しようとする制度なのである。

2. 労働組合運動に対する攻撃

自由民主党は早くから党内に、日教組対策小委員会を設置し、日教組を弱体化させることを企図していた。これは一つには、教員は労働者であると同時に、国民の思想形成に大きな役割をになっているからである。だから、先にものべたように独占資本のイデ

オロギー攻勢として、教育の反動的再編成をめざすなかで、特に、その抵抗勢力である日教組に攻撃を加えたのである。自民党が選挙対策として、日教組の弱体を目ざしている点も見逃してはならない。革新諸政党特に社会党の選挙活動で総評の果す役割は極めて大きい。中でも日教組は、地方農村にもその組織をもっていることから、その活動はより重要である。そして自らも、その推せん議員団「日政連」（日本民主教育政治連盟）をもち、それは現在、二七名であり、社会党内でも大きな力をなしているのである。従って、選挙対策としても「丹頂鶴の日教組」あるいは「社会党を動かす日教組」等の非難を行い、あるいは選挙期間中の教員の家庭訪問を禁止するなどの措置をとっているのである。この教員の政治活動に対する不当な制限は「教育二法」の制定以来一貫して政府与党によって行われてきたのである。

勤務評定は、このような財界や政府の、労働組合としての日教組に対する新たなしかも根本的な攻撃を意味している。すなわち、学校管理規則、管理職手当法、勤務評定、の一系列は、校長を一般教員と対立させ、教頭制度を復活し、校務主任の職制化をめざしているものであり、そのことによって、校長の組合離脱を促進し、教育行政機構の末端にくみ入れようとしていのである。更に最近では、校長の組合離脱を立法化する動きがあると伝えられている。⁽⁶⁾勤務評定は、この一系列の政策のなかで、まさに日教組を弱化する決め手として、異常な努力をもって強行されているので

ある。

今年の春斗以来、岸政府の労働政策は一段と反動性を加えた。それは深化する恐慌局面のなかで、企業合理化の促進、首切、配置転換、賃下げを相ついで行い、不況の重荷を労働者の肩に転化することによって、それを脱しようとする独占資本の要求であった。かくして、国鉄、全通等々総評の中心的部隊に相ついで攻撃を行い、更に勤務評定の施行によって日教組が集中攻撃をあげているのである。しかも現在、小西六、日産化学、日本水素等の大企業でも大規模な首切が行われ、鐘紡、日本碍子等の賃下、王子製紙の長期の争議にみられるように、独占資本の労働者に対する攻撃は、一層熾烈さを加えている。こうした独占資本の全面的攻撃に対して、全労働者が統一して闘う以外に道はありえない。勤務評定の施行は、このような労働者に対する独占資本の攻撃の一環であり、しかも、その統一勢力である総評の基幹部隊のうちの一つに対する集中砲火を意味するのである。しかも、総評を中心とする日本の労働者階級は政治的にも大きく成長し、岸政府の小選挙区制―憲法改正―核武装というアメリカの独占資本との同盟と軍国主義復活のコースに対する最大の反対勢力である。それは日本の核武装に反対し、全外国軍隊の軍事基地の撤廃、核実験禁止、日中国交回復、憲法擁護等の平和と独立と民主主義をめざす国民運動の主要な推進勢力となっているのである。だから、勤務評定は労働組合を抑圧し独占資本の合理化と搾取を強化

する政策の一環であるばかりでなくて、平和と民主主義の勢力に対する攻撃の意味をもっているのである。

3. 反対斗争の意義

さて、以上で、主として岸政府の反動の再編過程の文脈のなかで、勤務評定施行の意味を考察してきた。この反動の性格と反対運動については大阪府の具体例を再検討した上で結論的部分で詳述するとして、ここでは、概括的にのべておこう。

前述の勤評の性格から明らかのように勤務評定反対運動は第一に教育と思想に対する国家統制に反対し、学問思想の自由、政治活動の自由などのまさに基本的人権を擁護する闘いである。

第二には、労働組合に対する露骨な攻撃を破り、労働者階級全体に対する、独占資本の搾取の強化に反対する闘いである。

第三には、軍国主義の復活と、反動化に抵抗し、平和共存と自主独立の方向に日本の政策を大きく転換させるための闘いである。

すなわち、戦後、日本の独占資本は、その復活の過程で大きく反動的再編成を進めてきた。数次の吉田内閣の性格は最も明瞭にこのことを現していた。一九五四年頃から、一方で平和と独立を要求する大衆運動が前進し、この過程で吉田内閣が倒れ鳩山内閣が生れた。鳩山内閣は、いぜんとして独占資本の要求のもとに、

アメリカへの追従と、例えば小選挙区制案などにみられるような反動的性格を捨ててはいないが、一方日ソ国交回復、国連加盟などある程度民衆の意向を反映していた。石橋権介内閣もこうした政策の延長と考えられた。しかし、日本経済の不況局面に遭遇した岸内閣は、次第に両岸の性格から、反動の速度を早めていった。戦後の反動は、ナチズムのような大衆運動の形をとらず、むしろ、「政治体制の反動化」であり、それは「しのびよる反動」あるいは「静かなる反動」とよばれるべきものである。特に、日本の場合、より、官僚機構の強化に頼って、反動的政策を遂行しようとする傾向をもっている。管理規則の施行、管理職手当、勤務評定など一連の政策は、法の名のもとに、しかも目立たないところに足らぬ政策の装いをもっているが、しかも、恐るべき力をもつて、教育の場に権力支配を及ぼそうとするものであった。勤務評定反対運動は、このような反動的再編成の速度に若干おくれたが、その企図を把握し、それに公然と非妥協的に立ち向ったこと、しかもそのことを全労働者、全国民のなかにおしひろめていった大きな意義を有するものである。

それは、労働運動の分野では、いわゆる低姿勢を克服し、労働者階級が、独占資本に対して統一して力量を発揮する道を開きつつある。それは労働者階級を中心とし、全国民を結集し、反動化のくわだてを阻止し、政策転換を要求する政治戦線に結集する道を開きつつあるといえるであろう。

(1) 毎日新聞、九月十六日

(2) 中央公論、一九五八年十一月号にその調査報告を掲載の予定

(3) このような日本の反動化に対し、最も敏感な中国は、七月頃からしばしば岸政府を非難している。なかでも本年七月七日付北京人民日報の『中国人民は日本の潜在的帝國主義に反対する』は鋭く日本の政治的動向を分析している。世界十月号参照

(4) 全国小中学校長三二、〇〇〇人のうち非組合員、六一〇〇人(一九五七、十二月文部省調)であった。そこで、校長の本俸の七パーセントを管理職手当として支給し、校長の非組合員化を促進しようとした。又、これは四月にさかのぼって支給されることになったので、各校長は勤務評の施行期には大体一三、〇〇〇〜一五、〇〇〇円をうけることになったのである。

(5) 自由民主党組織要綱、組織活動要領、前掲拙稿参照

(6) この立法化はすでに管理職手当法の時も、自民党内で議論されており、その後も一部にはこの考え方があつた。

二、勤務をめぐる政治的対立

勤務評定の実施は、実は任命教委制の発足に胚胎していたといつていい。将来の知事官選を見通すなかで、教育委員会を任命制にすることによって、教育の官僚統制はその脈管系統を整えた。更にそれを現場の教師に迄、貫通する意図は、すでに任命教委制の反動的意図のなかに客観的には存在していたのである。一九五

六年(昭31年)、秋からの愛媛県における勤評の実施は、それが地方財政の救済に目的があったにせよ、十月に発足した任命教委會の必然の産物であった。そこで早くも、政府与党は、教員組合の強い攻撃に遭遇する。そのなかで、勤評の効果を支配層の側から再確認するのである。一方、日教組も、八月二二日の第四三回中委総会で、勤評反対の全国的斗争を決定し、九月には日高教との共闘を決定し、勤評阻止一斉職場集会を行う。更に十月から十二月にかけて、愛媛県を中心とし、反対斗争は激烈に斗われる。このような情勢の中で、政府与党は、はじめ「基準案を文部省が作って、都道府県教委へ示す方向」であったものが都道府県教育長協議会の名で、発表する方向に転換する。これは、第一には、政府があくまでも強行実施の方針を堅持し、(十二月十日閣議)第二に、しかし、一応地方が自主的に発表する建前をとり、世論の反対をゴマカそうとするものであった。

かくて、日教組は、第十六回臨時大会を開き、十二月二十日に「教職員勤務評定試案」が発表された新しい情勢の中で、非常事態宣言を発し、来年度の強行実施に対し、攻撃の体制を整える。

勤評反対斗争の第一段階が以上のような愛媛を中心とするものとすれば、第二段階は、一層斗争は全国的な規模に拡大し、和歌山、新潟の大衆的圧力による勤評の阻止、鹿児島、福岡、群馬、広島、東京、岩手等に見られた実施期日の延長に成功のような、

勤評阻止の前段斗争から、四月第四週をやまに、東京福岡を中心とする本格的斗争に発展する。更に第三段階の高まりは、六、二六を中心とする和歌山、高知を中心とする斗いである。ここでは、政府与党財界等が全力をあげた支援体制をとり、強行実施をしようにするに對して、教員組合の側も、次第に他階層との共闘を強化し、更に全国的な応援をうけ、斗いはこの両地方を中心として決戦の様相をこくする。かくして、七、八月の期間は、政府、与党は管理職手当法の強行通過をはかり、教組の内部に重要な楔をうちこむとともに、東京、福岡の四月斗争に對する、検察処分を進め、PTA等の他団体に働きかけて、宣伝活動を強化していく。これに對し、日教組は、ますます、他階層との共闘を強め、八、一五の和歌山における国民集会から九、一五の全国的な授業放棄の統一行動をもって、攻撃しようとするのである。この九、一五、を中心とする時期が第四段階である。ここでは、政府はあくまで、強行実施の方針を変えず、一切の話し合いに応ぜず、東京の学長グループの幹施すらうけいれなかった。

さて、こうした全国的な斗争の発展のなかで、大阪府の斗いは、どのような経過をたどるであろうか。九、一五、を中心とする政治的対立の構造を考察する前に、その発展過程を概観しよう。

1. 勤評反対斗争の発展過程

大阪府の場合、特徴的なことは、府教委、教育長側が、勤評実

施の体制は崩していないが、その強行実施を差し控えていることである。従って、各地にみられたような激しい対立が表面に表われていない。この理由は、必ずしも明らかでないが、次のような点が考えられるのではない。

(1)大阪府教組は白書運動や、管理規則反対斗争の豊富な経験をもち日教組内では屈指の強い組合と考えられており、このために、ここで強行実施を行えば、強力な攻撃が予想され、これが和歌山、京都、高知等と結合して、強力な連帯が生れることを恐れたのではないか。この意味では大阪の勸評実施延期は和歌山、高知などの先進的活動によって、支えられているといってもよい。しかも、ここは日本の大工業地帯であり、強力な労働運動が存在するので、これと結合することを恐れた。

(2) (1)と関連して、和歌山、高知に集中攻撃を加え、これを孤立させようとした。

(3) 東京の場合は、政治的中心であり、中央の政府、自民党の圧力が強く、又全国の中心として、ここだけは、あくまでも強行実施せねばならなかったが、大阪の場合は、むしろさけて通った方が前述の理由から政治的にもよい。

(4) 府会自民党が内紛を起しており、強力な圧力をかける一致の体制をもっていなかった。

以上のような理由から、表面的な激しさを伴わなかった大阪の斗争が説明しうると思う。しかし、大阪の場合でも、全国的な斗

争と関連して、次第にその対立を深めている。

さて、大阪で、勸評問題が本格的に取り上げられたのは、先きのべた全国斗争の第二段階に当る時期である。三月二十六、七、八の三日間、大教組は、教育長に対して、大衆の圧力のもとに公開団交を要求し、ここで、「近いうちに実施するようなことは絶対にない」という確約をとった。四月に入るや職場大会、臨時大会を行って、勸評の意義を下部に徹底させ、四月第三週には坐りこみも含めて、大衆動員による交渉を行い、九項目の要求書を提出した。かくて四月二十六日、大阪ブルーで週期的な全員集会を行った。「大阪教育」は当日の模様を「空前三万の結集」と伝えている。この大会の意義は、勸評問題を府教組全体のものとしたこと、教員個々が組織に対する強い信頼をもちえたこと、更に学生、労働者、父母、市民等との共同と連帯の意識が強く芽生えたことにある。かくて、メーデー、五月の選挙斗争を通じて、勸評問題を広く府民の間に宣伝するのである。

第三段階に対応する時期は、和歌山の第一波、第二波に対応し、大阪でも運動は昂揚をみせ、特に共斗の体制が発展する。すなわち、六月一日、父母集会をもち、その後数回の準備会を経て、六月十八日「勸評反対、教育を守る府民共斗会議」を結成する。これは、大阪総評を中心として、十一日から連日和歌山へ、オルグと応援を派遣するなかで、和歌山の経験を学び、権力側のはげしい弾圧と勸評の本質を次第に実感することによって、急速

に結実していったものである。六月十二日、二十一日の「大阪教育」はそれぞれ次のようによびかけている。

さあ！ こんどは僕たちだ！ 和歌山に学ぼう！

和歌山は全国の天王山、近畿の仲間たち、いまみんなで立上ろう！

かくして、六月二十五日、全国的な統一行動の一環として、二割休暇斗争を行った。こうした情勢のなかで、各衛星都市では、一層対地教委斗争を強化していったのである。これから七月にかけて、和歌山は第三波斗争に入るのであるが、これに対応するため、六月二十九日、日教組近畿地区拡大合同戦術会議が開かれ、共闘を協議した。ここで、「七月第二週休暇斗争を中心として、強力な闘いをブロック統一行動として実施する」方針を打出した。

近協の書記長となった、大教組書記長東谷敏雄氏はその意義を次のように訴えていた。

『われわれが決行しようとしている七月第二週統一行動は、単に近畿各府県教組のたたかいであるばかりでなく、それは全日教組の勤評阻止の闘いにつながる重大な斗争である。そうして拡大合同戦術会議の席上、和歌山の代表がいったように「一府県のみでの闘いではだめだ、全国各府県とともに立上ってはじめて勝利をうる事ができる」という点で、われわれの統一行動をつつんで、日教組の指導のもとに全国各府県が斗争に決起する時、近畿各府県のたたかいは大なる前進を期待することができ

よう。』と。

すでに集中砲火をあげた和歌山等の経験からより強力な、より巾広い、全国的な統一行動への発展が見通されていた。すなわち八、一五の国民集会をへて、九、一五の授業カットによる全国的な統一行動への発展のコースである。しかるに大阪の場合、七月七日から八日の朝にかけての団交で、教育長は「七、八月の団交を継続する」と確約し、七、八月の夏休期間は、強行実施を行う危険がないことを言明したのである。この言明は、一面では近畿全体の強力な斗争体制の成果であるが、権力の側の分裂政策であったのである。これによって、大阪府は七月第二週の二、二、三、三割の休暇斗争を中止する。この中止は、先の書記長の訴えとはまさに逆であり、近畿全体のたたかいからいえば弱の要となるべき、大阪府の裏切的な行為ともなったのである。この弱さの原因については、後に若干のべることにするが、この中止は、いわば六月斗争と九月斗争との間に、七、八月の陥没の時期を作ったことになり、大阪府の斗争の発展にとっては、かなりマイナスの作用をなしたと考えられる。この期間七、八月にわたって、六回の団交が行われるのであるが、府教委側では、六月末からこの期間を通じて、「教育長所見」を発表し、これを軸として、広範な広報活動を行っているのである。このことは、勤評に対する対策が大体固まり、宣伝と組織体制の整備に移ったことを意味している。

この結果、九月三日、「大阪府教委構想」（教員の勤務評定案の構想について）を発表するに至る。それは先の全国教育長協議会試案よりは遙かに後退したものであり、段階評定による序列をさげ、項目も数項目に要約した。これに対して、大教組は、九月九、十の二割休暇斗争で応え、更に、九、一五の全国的統一行動に積極的に参加する。この九月斗争が全国的な斗争の第四段階に対応するものである。この九月斗争は、七、八月の大衆行動の沈滞によって、六月斗争からの飛躍の高まりをみせることはできなかったが、その深さ、つまり、あらゆる分会、職場が連日にわたって、勤評問題を討議し、地域に宣伝したこと、これによって、教育と民主主義の危機の問題が職場の末端にまで滲透したこととは、つまり、労働者階級をはじめ、あらゆる階層の間に勤評の意義が広がっていたこと、において、まさに劃期的なたまたかであった。

2. 勤評施行の政治構造

勤評施行をめぐる、支配層は官僚機構をはじめあらゆる政治勢力を動員して、反対勢力を抑圧する体制をとった。これは、日教組を中心とする九、一五斗争対策で頂点に達するのである。

七月十日、自民党は勤務評定全国実施に関する協議会を開き、これには倉石労相、川島幹事長、福永組織委員長、各県の責任者が出席した。そこでは強行実施の方針を確認するとともに、次の

ような趣旨の宣伝、組織の対策をたてた。

『PTAなど関係団体と共同体制をとって広報活動を行い、また地方では各府県連の党支部に文教対策委員会をおくと同時に、県民各層を集めた協議会（和歌山県の場合は教育を守る会）を設ける。』⁽³⁾

この方針は全国の実施に移されるわけであるが、いうにたる地方組織をもっていない自民党は、勤評支持の強力な民間運動を行う力をもっていない。そこで、第一には、権力機構による抑圧と強制が最大の手段とならざるをえないのである。検察当局は九、一五を前にして、東京都教組、福岡県教組、小林委員長をあいっいで逮捕し、和歌山県の八、一五大会には警官と右翼が、デモ参加者に暴行を加えるなど盛に活動し、又政府は、登校拒否に対しては地公法三七条の違反行為として蔽罰にすること、一斉休暇は違法であり違反者は蔽罰にすることをしばしば言明していた。又文部省は九月四日、次のような強硬な次官通達を行った。

『教員が一斉休暇、授業打ち切りにより学校の正常な運営を阻害することは、地方公務員法三七条による争議行為の禁止に該当し、明らかに違法行為である。したがって、この違法行為を未然に防止するため、これらの行為は絶対に許されなことを警告し、勤務すべき旨の職務命令を発することはもちろん、いやしくも休暇を承認し、また臨時休校の処置をとることは厳にいましめられたい。』⁽⁴⁾

このような、権力的な恫喝や直接的な攻撃を軸として、PTA 全国協議会や教育文化会議などの民間団体の動員、マス・コミによる大規模な宣伝を行った。

以上のような、中央の動きを背景として、大阪府では、どのような体制がとられたのであろうか。自民党大阪府連は、役職をめぐって、分裂しており、必ずしも一致の体制をしめしてはいない。従って、和歌山、高知のように独自の動きをすることなく、党としては中央から出されたパンフレットやビラを配布しているにすぎない。しかし、赤間知事、府会の多数は自民党でしており、これらが浜田教育長、教育委員会に圧力をかけ、勤評の実施を迫っている。しかし、先にも述べたように、府教委はあくまでも大教組との衝突を避け、強行実施を引きのばし、全国的な勤評実施をまつか、あるいは、最も有利な時をねらって、施行すべく、柔軟な体制をとっていると考えられる。これは一方からいえば、革新諸勢力の強さと、保守勢力内部における不一致の結果でもある。その勤評に対する公式の見解は、教育長浜田成政の名で出された。『勤務評定に関する所見』にまとめられている。

一、勤務評定は人事管理の基礎資料として教育の効果をたかめるために必要である。

二、これまで人事管理が、どのような資料を参考にして行われたか、反省の要がある。

三、勤務評定に関する法の規定を正しく理解しなければなら

い。

四、教職員の勤務評定については、その職務の特殊性に十分考慮が払われねばならない。

五、勤務評定は教職員に対する指導監督の資料とすることを第一の目的とする。

六、評定方法について、序列や割合を設定することは避けたい。

七、勤務評定が民主教育を破壊するということのようなことはありえない。

この七項目について、逐一説明を加えているのであるが、かなり世論を考慮した苦心の跡がみられる。又『教員の勤務評定等の構想について』『大教組四月二十五日付要求書及び府教委見解』などの公式見解やP・Rとして大衆に配布した『先生の勤務評定とはどんなことでしょうか』などにも同様の傾向がみられる。しかし、勤評施行については一歩も譲らず基本線を貫いていることは勿論である。

しかし、このような公式の態度とは別に一方では京都府と同じように、各地教委―校長のラインによって、秘密調査の依頼⁽⁵⁾を行うなど、かなり警察、公安調査庁等と密接な連絡を保ちつつあるようである。

この府教委のもとで、ほとんど一体をなして活動しているのが、府下で最大の地教委である大阪市教委である。中井市長はそ

の子飼いといわれる労務局長中尾正平氏を教育長にすえ、早くから、大教組対策に専念させた。来年度の市長選に助役の中馬氏が革新系から立候補することが決定しているので、その大教組対策は特に念入である。例えば、六、二五に参加した市内の全校長を集め、勤評反対斗争は『社会主義革命の予行演習』とか『日教組は社会主義革命をめざす赤』とかはげしい言辞を発したといわれる。又、大阪市内の組合の弱点を最大限に利用し、学園関係を通じて、校長や教員のしめつけを行い、又市内のボスを通じて、PTA工作を行っている。

しかし、大阪市教委は、府教委に対して、全く忠実に行動しているが、衛星都市の地教委の場合、教員組合を中心とする共闘会議の圧力によって、その独自性のなさを追及され実施権が地教委にあることを確認させられたところが多い。又市会が強硬実施反対の決議をした、南大阪町、茨木市、八尾市、富田林市、守口市、本木村など、あるいは、吹田市、布施市のように、市会における革新系議員の活動があり、文教委を通じて、教育委員に圧力をかけるなど、自治体からの働きかけが、下からの共闘側の大衆運動と結合する場合、実質的に府教委の威令は行われず、地教委の独自性と実施権の確保が行われている。

次に、警察の、大衆集会やデモに対する威圧は、常に行われており、又各地で勤評懇談会や活動等に対するいやがらせはかなり多い。しかし、表面的に大きな妨害活動を行ってはいない。又組

合幹部のタイホも行ってはいない。これはすでにのべたように、大阪全体の勤評斗争が、はげしい対立と衝突を起していないことによるであろう。

右翼は大阪には大日本生産党、国民同志会があるが、それは大きな力をもっていない。九、一五を前にして、全市にピラをはりめぐらしたり、小さな集会を行ったりするだけである。しかし、こうした右翼の徒党とは別に、右翼系の人物が『父母の会』の事務局長をつとめている。これは大阪財界の巨頭、杉道助を会長とするものであり、中央の『教育父母の会』（岩田宙造会長の大阪版である。このような財界や保守党の影響力ある大衆団体に、右翼系の人物が多く登用されてきていることは注目に値する。又、「教団連」の大会が中之島であった時、国民同志会の顧問がこれに参加し、メッセージを送っている。しかし、以上のような、諸組織は、現在の所、大きな役割を果してはいない。

勤評施行の体制にとって、最も重大なのはその末端の組織である。すなわち、日赤奉仕団、防犯協会、地域婦人会のボスは同時に多くはPTAの役員層であり、これらがいぜんとして、保守勢力の有力な支柱であり、勤評をめぐっても、地域の懇談会やPTA会議等で最も強力な阻止的要因となっている。又特に来年度の地方選挙参院選挙をめざし、保守系候補の大衆的な後援会が作られているが、ここでも、勤評問題をめぐって、日教組や革新的運動に対する反対のうごきが見られる。これらの地域的組織は、小商

人やサラリーマン居住地域は勿論のこと、大阪に通勤する労働者の居住地域でさえボスの活躍がめだっている。大阪府全体としては前回の総選挙では、社、共八九三、一三七票に対し、自民八九二、九〇七票と保守系が劣勢であるにかわらず、府会あるいは市会、町村議会では、ほとんど保守系議員の方が多いのが現状である。居住地域では、強く伝統的な行動様式が支配しここにボスの支配が行われる。つまり独占資本を階級的支持とする政府与党の中央集権的官僚機構は、以上のようなピラミッド型の末端にひらがつている支持層によって支えられているのである。勿論、これは組織化された強固なものではなく、そこに自民党の悩みもあるわけであるが何れにしても、ピラミッド型の強さをもっていることは否定できない。

次に、新聞、ラジオ、折込広告、ビラ等をもつてなされる、マスコミの攻勢も重要である。ここでは詳しく分析する余裕をもたないが、マスコミが日教組の実力行使を取りあげ、強く反対していたのは特徴的である。『教師の本分を忘れるな』『教育をすてた勤評斗争』などの社説がかかげられ、いわゆる良識派を多数うみ出させ、斗争の圏外に立たせる作用をなしたのである。このことによつて、反対派の巾を狭め、その施行を容易にする。

3. 反対運動の展開

大阪府下の教員組合を通観する時、一般的に次のような特徴を

指摘ことができる。第一に概して、大阪市内の諸組織が弱体である。第二にこれに反して、衛星都市は比較的強く、いくつかの都市では、労働者、学生、市民等との共斗体制が大きく発展し、力強い対地教委斗争を行っている。これらの衛星都市の教員組合といえども勿論多くの弱点をもっているのであるが、その弱点を集中的に荷っているのが、大阪市内の組合である。そこで、第一にいくつかの衛星都市にみられる共斗の組織と活動を分析することによつて、今回の勤評反対斗争の発展方向をみ、第二に、主として大阪市内の弱点を逐及することによつて、斗争の主體的弱さをさぐり出してみたい。

すでにのべたように、和歌山の第一波、第二波の斗争のなかで、『勤評反対、教育を守る府民共斗会議』が結成された。これは次のような民主団体が加盟した。総評、自治労、大教組、日農、部落解放同盟大阪府連、民法協、婦人民主クラブ、全大阪主婦連盟、大阪商工団体連合会、府青協、社青同、府学連、平和を守る会、日中友好協会、大阪日ソ協会、関西教授懇談会、社会党、共産党。そして、当面の活動として大略次のような行動を決定した。

(1) 勤評は教師だけの問題ではなく、各団体が自分たちの要求として、勤評反対、教育内容の充実などの問題を考え、要求していく。

(2) 各団体の特色をいかし各団体一人一人の啓蒙、隣近所への働

きかけをやる。

(3)各団体は教師との交流を盛にしよう。

(4)PTAには積極的に参加しよう。

(5)各団体の行動の調査、援助、統一行動を行い、宣伝活動を活発にする。

(6)各地域においても共斗会議を結成する……

このような府段階の共斗会議の結成と前後して、各地に共斗会議が結成されていった。共斗会議は、各地域固有の伝統や、教員組合の斗争の歴史等によって、その形態も強弱も一様ではない。次にその特徴的なものをみてみよう。

布施市

昨年管理規則反対の闘いを行い、その頃から地区労協を中心として、共斗会議が作られていたが、今年八月中旬、正式に勤評反対の共斗会議が発足した。これは全労系の関電の書記長が議長をつとめている。又各中学校単位で父母との懇談会をもち、これをつみあげて、九月十三日布施市全体の、勤評反対、民主教育を守る会議を発足させた。この会議を作るため六、七、八月の盛夏に前後延一五〇回の父母との会議を開いている。この下からつみあげた民主教育を守る会議と、地区労協を中心とする共斗会議の二本立によって、布施市の共斗体制はかなり強固なものとなっている。布施市は前回の選挙に革新系特に共産党の加藤充氏が三万票を獲得するなど、革新的な機運が強く、これは昨年来の斗争の結

果であるとともに、ここから以上のような強固な共斗の体制が組み得たのであろう。

吹田市

布施市と同じく、これも昨年度の学校白書運動、管理規則反対斗争が強く行われた所である。しかも市会では現在三五名中、革新系は十五名(社七、共二、市民クラブ、六)をしめ、文教委員九名中五名が革新系である。そして、勤評問題に関する三派懇談会を結成している。このような条件のなかで、教研集会への参加も多い。(費用の半額は市負担)共斗会議は七月六日、教組、国鉄、地区労が中心となって社共両党を含めて結成、市教委との交渉権を認めさせ、教組と共に団体交渉を行っている。吹田市の共斗体制は、その中心である教組が、かなり強固であることが第一の強みである。すなわち、昭和二八年以来、校長組合の性格を脱し、執行委員平均年齢二五〜二六才で出発し、執行委員会は全員投票(現在全教員四七二名)による決定、組合費の俸給割による(五〇〇〇円刻みで決定)等、組合の徹底的民主化を行ったこと、昨年度の斗争のつみあげ、教研集会への積極的参加、などによって、かなり民主的な組合となっているのである。しかし、吹田市は労働者居住地域であり、その衆院選挙では、革新系が多数の票をしめているのであるが、その居住組織が充分発展していないのが弱点である。また約四百軒の商人よりなる吹田商工会が共斗の一員として参加しているが、地域における活動は充分でない。

従って、強力な共斗会議が戦斗的な団体交渉を行い、地方議会の革新系議員とともに、地教委をつきあげることが出来るが、これが地域の住民と密接に結合しうるのが今後の大きな問題となるであろう。

河内市

ここにも、九月十四日河内市労働者協議会が発足した。ここはいわゆる校長組合が多く、市会の文教委 P T A、校長会の圧力が強く、九、一五斗争への参加も、五時以降の職場大会の提案も否決された、遅れた組合である。しかし、六月十四日頃から、各労働組合の活動家、もと農民組合の運動家によって、結成が準備され、勤評反対運動の刺戟によって、共斗体制ができたのである。

勿論、教組は極めて弱体であり、結成式にも表だつては代表を送っていない状態であるが、とにかく勤評問題を契機として、このような地域にも共斗の萌芽ができたことは注目すべきである。

以上のほか、町長の差別的言辞を機として部落解放同盟をも含め、大きく勤評反対斗争の発展した泉丘町や、女教師と母親の集いが中心的な役割を果たして、勤評反対署名運動を精力的に行い、有権者の半数近くを集めた結果、市会で『田舎な話し合いができるまでは制定しない』という決議を行った八尾市の例など、地域の特性を生かした創造的な闘いの例は数多くみられる。

以上のように、勤評反対斗争のなかで思想信条、政治的見解の差異をこえて、共斗の組織ができあがったことは劃期的なこと

であった。このことはこの闘いを通じて、教育と民主主義の危機が、多くの国民の問題になりはじめたこと、そして、それに抵抗する態勢が各地域によって、さまざまな差異と、強弱はあるが、根づきはじめたことを物語っている。しかしながら共斗の内部にはまだ解決すべき多くの問題が残されているようである。

現在の所、府単位の共斗と各市町村の共斗との間には、上下の関係はない。しかし、これを真に斗争組織とするためにはより密接な関係を形成しなければならぬであろう。更に各労働、民主団体あるいは共斗組織と居住組織（例えば布施市の教育を守る会）との関係も調整されなければならない。ここには、革新諸政党の大きな役割が期待される。ここに社、共産党の協力の体制が築かれるかどうかの問題があるのである。この点については次章で、詳述する。

次に、大阪市内の教員組合に集中的に現われている教組の主体的な弱さは何か。この問題を解明し、その克服に実践的力のすべてをかけることが、大教組を大きく発展させる鍵となるであろう。その第一は、学閥の問題である。天王寺師範系の友松会、池田師範系の瓊池会、他府県で奈良の興東会その他の同志会があり、三年前に統一合併して大教組を形成する以前は組合も学閥によって分裂していたのである。勿論現在では、このような学閥意識は克服の方向にあると考えられるが、かなり根深いものがある。そして、組合三役の配分にも、各学閥への配慮をせざるをえないの

が府下各組合の現状である。この学園意識は組合意識すなわち組合の団結の意識を阻害し、この点から教委や校長の学園ルートを通ずる切り崩しに利用されるのである。又特に施設その他の点で好条件な市内への就職は多くは学園の先輩を頼るわけであるが、ここから先輩には頭が上らない結果が生れる。

第二は市内のPTAとの関係である。大阪市内の精華小学校の教員になるためには、数十万円の運動費を使うとか、PTAからの教員に対する金品の贈り物は極めて多いとか公然と噂されている現状は、ある程度、真実を物語っているであろう。ある大教組の幹部は、『和歌山、高知は力の弾圧、大阪は金の弾圧』と語っているが、学校施設等について、全くPTAに依存しているばかりでなく、個人的にも教員がPTAによってしぼられることは、極めて重大である。こうした関係は、結局は組合活動を強化し、教員個人が父母との話し合いを通じて、自らの人間改造をしていくよりほかに解決の道はないのではないか。これは非常に困難なことではあるが、この困難をのりこえる、組織的、実践的対策が打出される必要があるように思われる。

第三には、一般に地方の大中都市に現われる消費的傾向である。資本主義のあらゆる悪の結果は、特に消費の中心地において著しい。こうした傾向と斗い、教員の精神的準備を組合全体として考えていくことも必要なことではないだろうか。

第四には、組織上の問題である。東京では区単位で組合が結成

されているが、大阪の場合は、巨大都市であるにかかわらず、市教組一本である。ここから統一した意志を結集しにくい結果が生れる。これは、唯単に分会の活動を改善するだけでは解決は困難のように思われる。組織問題は、幹部の問題や、伝統によって、解決困難な場合が多いが、市教組を建直すためには、抜本的な研究と、勇気ある解決が望ましいように思われる。

- (1) 朝日、三二、一一、一六、世界七月号、日本の潮、勤務評定をめぐる攻防参照
- (2) 大阪教育、七月四日号外
- (3) 毎日、七月十一日
- (4) 毎日、九月五日
- (5) 秘密調査の内容、共斗ニュース二〇号より

休暇（早退、遅参を含む）斗争状況

昭和 年 月 日
 学校名
 校長名

1 当日までにとつた学校長の措置

2 休暇状況

(1) 職員数（表は略す）

職名（校長、教員、養護教員、実習助手、事務職員、雇用、非常勤講師）
 人員

（休職、休届、産休等職務専念義務免除を受けている職と数を外教として）（ ）内に記入すること、非常勤講師は当

や、議会政治や民主主義一般の否定を口にはしない。法秩序の名のもとに、その法規を最大限に悪用しつつ進行しつつあるようである。勿論、日本国憲法―国の基本法―の根本的改悪を放棄してはいないが、現在の所、諸法規の悪用や、改悪によって、その反動の目的を達しつつ、最後には、根本法の改悪をめざし、その反動の連鎖反応の極点をめざし、進行しつつあるようである。勤評から最近の警察官職務執行法の改悪、更には行政機構改革案の中心である、警察、消防、地方自治を一括する内政省の設置案、防諜法案など、まさに反動のテンポは急激に増大している。しのびよる反動は、かけ足の反動に移行しつつあるようにさえ思われる。秩序と法の名による反動が急速度で進んでいるのである。その形態は、戦後の大きな社会的変動にもかかわらず、依然として、戦前型の官僚機構の強化に頼っている。たしかに『日本社会がこれらの困難を処理する持ち合せている政治的装備は今日決して充分ではない。日本社会はしばしば「政治的」賢さよりもむしろ権力的弾圧にたよって、事態を処理しがちなのである。』この官僚機構、警察、公安機構を中軸として、独占資本はその階級的支配を貫徹しようとする。現在の所、財界の資金援助による、「教育父母会議」などの大衆組織はその宣伝の花々しさにもかかわらず大きな影響力をもちえない。半官的なPTA協議会などが、官僚支配の若干の補助的機能を果している。自民党の党組織は殆んど日常活動を行い、民間運動を組織する力量をもっていない。右翼はたかだ

かピラ貼りの労力を提供し、あるいは暴発によって存在を誇示し、資金源を探し求めている現状である。このような状況のなかでは、何よりも権力的支配の強化と、その末端における伝統的行動様式を吸収する方法に頼らざるをえない。旧隣組の復活形態たる日赤奉仕団や防犯協会、更に町内会のボスを通ずる支配である。

この中央より末端に広汎に広がる反動勢力の支持体制とともに重視しなければならぬのは、そのイデオロギー的支配である。日常不断にふりまかれるマスコミュニケーションは、秩序と支配の側にとつて、最も強力な政治宣伝となる。しかも、それは大衆の意識の間隙に知らず知らず滲透していくのである。子供を犠牲にするな！ 教師よ教壇を守れ！ 赤の走狗日教組！ 等々子供の平和を願う父母の気持、教え子の幸福を願う教師の気持、秩序を願う市民の気持、このような気持にとりいりながら、日教組への反感を煽りつつ、勤評施行の政治目的を達成しようとする。大阪のような大都市、特に消費を中心とする市街地の巨大な市民層はこのような『見えざる支配の手』にとらえられるのである。

たしかに現在の反動は、声高く怒鳴りたてたりはしない。それは静かにしかも徐々に、その機構化を進めている。それは官僚的機構化によって、独占資本の支配を末端に至るまで貫徹しようとしているのである。この場合、例えばPTAの役員層や町内のボス層には、戦後の新しい時代感覚をもつた人々は少いようである。むしろ、かなり老年の、戦前のボスが、再びその役割を開始して

いる場合が多い。建前は民主主義、その活動は守旧的である。ここから、ボス層が常に青年層から離反し、更に一般市民からさえも遊離する傾向がみられるのである。保守政党にとって、このサブ・リーダーの食困が大きな問題である。このサブ・リーダーに、戦前型の旧軍人やボスが進出せざるを得ない所に、各地で民主勢力のはげしい攻撃を受けた場合、動揺と分離を繰り返す根本的原因がある。市町村段階では、その伝統的な共同体的支配を貫徹しているところと、一たび、攻撃をうけた場合もろくも潰えざる所とがある。

末端における、戦前型のサブ・リーダーの進出と裏はらをなして、自民党内では、官僚派特に、内務官僚派の進出がめだつてゐる。第二次岸内閣では十七名の閣僚中八名が官僚派によつてしめられてゐる。『内閣中八名もが官僚出身によつて占められたこととはさすがの吉田内閣時代にもなかつたことである』⁽³⁾。独占資本の中央集権的官僚支配の強化の必要が必然的に官僚派の進出を促す。末端機構の強化は、ここにも旧軍人や、旧名望家の手腕を必要とする。こうしてますます政治は民衆から離反し、民衆の離反は権力的な弾圧を導く。この悪循環が、いよいよ反動の急速度化をよび起しているのである。

さて、現在の反動的再編成が以上のようなものであるとすればそれを阻止し、更に民主主義を發展させる道は何か。現在の急速な反動の進行に対して、抵抗運動はたしかに立ち遅れている

ようである。勤評の問題でも明らかに、日教組を中心とする反対運動は、特に初期にはその立ち遅れは甚しかった。現在の反動の性格からして、大衆には、容易にその性格を見ぬくことができず、むしろ、既成事実と法の名によつて、一步一步後退させられる傾向が強い。一部の大衆運動の指導者もまた、反動攻勢に直面し、大衆の政治的無関心無気力を合理化して、三十六計論あるいは低姿勢論を唱えた。又一部の大衆運動の指導者にみられるように、大衆を離れ、尖鋭分子のみによつて政治主義的斗争を繰り返す傾向がみられた。この両者に共通する点は、大衆のエネルギーに対する不信である。ここから、はね上りと埋没が生れるのである。

勤評斗争は、何よりも、このような傾向に対する反省の資を提供する。いわゆる条件斗争論は、岸政府の反動的再編成に対して、部分的なとるにたらぬ改良をかちとりつつ、一步一步後退していく戦術である。それは戦前のファシズムに身売りした最小抵抗線の理論でもある。一步一步の後退は、必ずや、恥ぢ知らずなファシズムをもたらすであらう。現在のような「体制的反動」⁽⁴⁾の本質を見抜き、これと徹底的に対決する政治勢力を作ることなしには、反動の嵐を部分的にも阻止することはできない。このためには、大衆自身が政治的な自覚をもち、抵抗の行動にたち上ることが必要である。このような変革の思想をもつことが必要である。勤評反対斗争は、このような民衆の思想と組織をうみ出してきた点で戦後の政治史の上で特筆すべき運動である。

さて、反動に対決する方法として、よく次のことが指摘される。反動は強制的同質化と劃一化をもって大衆に向ってくる。これに対決するには、大衆の多様な要求をかかげ、多様化と集団化をもって、対抗しなければならぬ。私もこの点に関しては同感である。しかし、多様化と集団化が唯単にサークルなどの小集団、労働組合等の大衆団体の組織に分散多様化するだけでよいであらうか。先にも指摘したように、独占資本は極めて、強力な国家権力を軸として、ピラミッド型の支持層をもっている。これに対しては、多様化と集団化は、一つの政治戦線への結集、つまり強力な政治指導の存在なしには、その変革的エネルギーを発揮することはできないであらう。多様な大衆の要求を統合し、諸集団を一つの政治戦線に結集するものは何か。「思想のラッパ」あるいは「思想の組織センター」といわれるような、大衆と離れたインテリゲンチヤの集団であらうか。否である。必要なものは、まさに革新政党的政治指導を軸として、上から下まで組織化された大衆自身の組織、つまり統一戦線である。勤評反対斗争は、まさに斗いのなかで、府県から市町村に至る単位で、共斗組織を作った点で、具体的な形で、統一戦線の萌芽をうみ出した点で劃期的な運動であったといえるであらう。

しかし、共斗組織は、まだ、種々の問題をかかえており、それが発展するかどうかは、むしろ今後の問題である。その問題の第一は、共斗を単なる連絡機関ではなくて、斗争組織にするために

はどうすればよいかの問題である。共斗が斗争組織であるためには、ある程度の規制力をもって、下部機関を動員することができなくてはならない。そのためには、府民共斗が市町村共斗に対して、更に地区共斗に対して、運動の方針等を示すことができなくてはならないであらう。しかし、この場合には、労働組合のような経営を基礎にした大組織の場合、又特に総評のような大組織に結集している場合、上部との関係が問題になってくる。現在、総評が社会党の主たる指導下にあり、共斗内部でも最も実力を有する場合、他の諸民主団体の意見に制約されることを恐れ、その独自性を主張する傾向がみられる。統一戦線の主軸は、労働者階級の統一であり、それこそが最大の力である。これを他の地域組織とどのように結合させるかが当面する重要な問題である。しかし、結論的にいえば、これを解く鍵は、革新諸政党的協力と指導にあるのである。

第二は、共闘組織を、更に末端の居住組織と結合させ、真にピラミッド型の闘争組織を作りあげる問題である。現在の所、布施市のような「教育を守る会」と共斗が二本立となり強力な体制を作っている所はほとんどない。しかし、反動の攻撃がまさに居住の末端にまで及んでいる時、このような末端の組織化は特に重要である。大阪府下では十地協を中心として共斗会議が作られているが、布施市のように居住の恒常的な組織と結合している場合はほとんどみられない。ここに、共斗会議が地域の住民を離れて、

独走する危険があるのである。次に、このような居住組織を作る点で重要なのは、第一に労働者が積極的に地域の問題に参加していくこと、第二には、地方選挙の意義を重視し、そこに多数の議員を送りこむことである。このことよって、地域のPTAその他の大衆団体や、地方行政において、労働者階級を中心とする人層の意向を大きく反映させることができるであろう。この点でも、革新諸政党の組織の弱体は大きな問題である。社会党のいわゆる逆ピラミッド型の党組織、共産党の大衆からの離反は早急に改善されねばならないであろう。ここにも保守勢力と同じく、新しい型のサブ・リーダーの貧困があるのであるが、保守勢力の場合とうってかわって、各地域共闘の指導的メンバーは、何れも二〇代あるいは三〇代の活動家であり、議事の運営や方針の立案などにすぐれた才能を発揮していたのは印象的な光景であった。また数は少いにせよ、こうした新しい活動家が成長していることは、革新勢力にとって明るい展望をみせるものである。更に活動家は中堅幹部だけではなくて、末端の組合員や、地域の父母、商人の間にも続々と成長している。そして、これらの活動家は、斗いの嵐の中で鍛えられ、新しい人間像として成長しつつあるのである。

む す び

さて、以上で私は不十分ながら、勤評反対運動をめぐる政治的対立の構造を究明してきた。現在、反動の歩度は早められてい

る。警職法の改正、安保条約改正の動きは、支配層がいかに強引に平和と民主主義の運動を破壊し、軍国主義の復活と核武装をめざしているかの一つの証明である。反動化の嵐ははげしいようになりかけられる。しかし、勤評問題に現れたように、表面的な強さにもかかわらず支配層内部にはさまざまな矛盾をほらみ、それが又かえって反動の速度を早めているのである。

大衆運動はたしかに若干の立ち遅れをみせた。しかし勤評反対斗争にみられたように、その立ち遅れは斗いのなかで克服されつつある。共闘の思想が、民衆の団結の思想か、町から村へ拡大しつつあるのである。しかも、そこには戦後の民主主義のなかで育った新しい世代が活動家として成長しつつあるのである。この共闘の思想が更に全国的に拡大し、大衆が行動によって民主主義を守り発展させていく組織と方法を自覚するならば、そして、それが巨大な政治戦線に結集されるならば、反動の行途を阻み、大きく日本の進路を転換させることは可能である。勤評反対運動はこのような方向をさし示す、劃期的な大衆運動である。

- (1) 朝日、九月二十九日夕刊、岸首相の記者会見
- (2) 岡義武編「現代日本の政治過程」五〇一頁 第三章 政治意識の変容の分化(京極純一)
- (3) 渡辺恒雄「派閥」六一頁
- (4) 「現代思想」第五卷 反動の思想、石田雄・反動的編成の一般的過程参照